

成年後見制度利用支援事業の一部改正について

本市では、令和4年度から亀岡市成年後見制度利用支援事業実施要綱等を次のとおり改正しました。

適用日：令和4年4月1日以降に家庭裁判所が報酬を決定したもののから

改正のポイント

①対象者の設定（改正前：対象者の設定なし）

亀岡市に住民票のある人

※住民票が住所地特例等で亀岡市以外にある人、亀岡市が生活保護の支給決定している人は対象者に含まれます。

※住民票が亀岡市にあっても、住所地特例等の実施主体が亀岡市以外の人対象者となりません。

②報酬助成額の上限設定（改正前：上限設定なし）

施設入所者（3ヶ月以上の長期入院含む） 月額上限18,000円

その他の者 月額上限28,000円

③報酬助成対象者の変更

「審判請求の費用等の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認める者」に変更します。

⇒新たに報酬助成額の計算方法を設定し、助成額を決定します。

④申請書の変更

○申請書の「申請事由」欄を削除しました。

○添付書類の取り扱いを次のとおりとします。

- ・家庭裁判所に提出した「収支予定表」の写しを添付すること。
- ・【報酬付与の審判書に「任務終了まで」との記載がある場合】終期の日付がわかる資料（死亡診断書の写し等）を添付すること。
- ・【生活保護受給者の場合】保護変更決定通知書（最低生活費が記載されているもの）の写しを提出すること。
- ・【入院・入所の場合】報酬対象期間において居所とその期間が分かる資料（領収書等）の写しを提出すること。